

清須市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

【令和2年4月版】

※回答は現時点におけるものであり、順次更新していきます。
 ※今後の制度改正や国発出のQ&A等により変更する場合があります。

No.	分類	質問事項	回答
1	共通	総合事業の報酬における地域単価について	総合事業の報酬における地域単価は、 ・みなし指定の事業所は事業所の所在する市町村の地域単価を用いる。 ・独自指定の事業所は保険者市町村の地域単価を用いる。 となっています。 清須市においては平成30年4月以降、全てのみなし指定の指定期間が終了し独自指定となるため、今後は事業所の所在地に関わらず、清須市の地域単価(7級地)を用いて請求していただくこととなります。 住所地特例の対象者(他市町村の被保険者で清須市の施設に入所していることにより清須市指定の総合事業のサービスを利用する場合)においても保険者市町村の地域単価によらず、施設の所在地である清須市の地域単価を用いての請求となります。
2	共通	事業所番号について	清須市では原則、県の指定時等に与えられた既存の事業所番号を使用します。既存の事業所番号の使用により不都合等が生じる場合は指定申請時にご相談ください。
3	共通	事業対象者のサービス利用回数について	事業対象者へのサービス提供は予防給付の要支援1の限度額を目安として行うこととなっています。(委託事業を除く) 清須市では事業対象者のサービス利用回数等は原則要支援1相当とし、要支援2相当のサービスの提供頻度(例:生活支援通所サービスを週2回利用したい場合など)が必要な利用者については、要介護認定の申請をしていただくようお願いしています。
4	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	同一建物減算について	事業所の所在する建物と同一の敷地又は隣接する敷地内の建物、若しくは同一の建物に20人以上(指定訪問介護の利用者は含まない※)居住する建物の利用者に対してサービスの提供を行った場合は、基本報酬の100分の10に相当する単位数を減算します。 ※指定訪問介護の同一建物減算についても、生活支援訪問サービスの利用者は含めず20人以上となるかどうかで判断するとされています。
5	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	平成30年4月に従前相当サービスから生活支援訪問サービスに移行する場合の初回加算について	平成30年4月に、利用者が同事業所の従前相当サービスから生活支援訪問サービスに単に移行するのみの場合は初回加算の算定はできません。 サービス移行により当初、相応の事務負担等が発生することとなりますが、 ・居宅介護支援費(プラン料)においても初回加算が算定できないこと ・利用者に対して制度移行による初回加算分の負担を求めることは適切でないことを考慮したうえでの判断となりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
6	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	身体介護提供加算の算定について	身体介護加算の算定については、ケアマネジャーと十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、利用者又はその家族等に説明を十分にを行い、ケアプラン上に定められたもののみとなります。基本的に、20分以上の身体介護が条件となります。
7	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	身体介護提供加算における見守りの援助について	本事業は、訪問介護の身体介護を中心としたサービスとは異なり、生活援助を中心としたサービスとなります。自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助は利用者の生活援助内にて行われるものとするのが妥当であり、本事業内の身体介護提供加算には含まれません。
8	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	生活支援訪問サービスの1日における複数回サービス提供について	本事業は、生活援助を中心としたサービスになり利用者の自立生活支援・重度化防止に資することを目的としております。 本サービスにおいて、ケアプラン上で定められた場合においては、同日に45分のサービスを2回に分けるなど複数回サービス提供することを認めることとします。なお、この場合、同日のサービス提供回数に関わらず請求は1回分のみとなります。

9	訪問型サービス (生活支援訪問サービス)	緊急時の生活支援訪問サービス提供について	<p>本事業は、生活援助を中心としたサービスになりますので、基本的に緊急時のサービス提供は想定しておりません。拠って、利用者から緊急の要請に対しサービスを提供した場合においても、報酬の算定できません。</p> <p>ケアマネジャーに速やかに連絡等していただきようよろしくをお願いします。</p>
10	通所型サービス (生活支援通所サービス)	生活支援通所サービスを利用できる場合の条件等について	<p>総合事業の通所サービス利用の考え方においては、利用者の自立支援の観点から、まずは「きよす集中リハビリサービス」及び「きよす元気アップサービス」の利用を優先し、卒業を目指すことを原則とします。</p> <p>しかし、要支援認定者・事業対象者の中には、認知症患者や入浴の支援が必要といった理由で、短期間ではなく継続的な通所型サービスでの支援が必要となる方が一定数おり、そのような利用者については卒業を目指す通所型サービスではなく、生活支援通所サービスにより継続的な支援を提供していくこととなります。</p> <p>また、卒業を目指す通所型サービスを利用したが、環境要因等により結果的に卒業が困難な利用者で、かつ引き続き通所型サービスによる支援が必要となる場合は生活支援通所サービスにより支援を提供していくこととなります。</p>
11	通所型サービス (生活支援通所サービス)	地域密着型通所介護の事業所における定員と人員基準の考え方について	<p>清須市が指定する地域密着型通所介護の事業所で、かつ要介護・要支援・事業対象者へのサービス提供における指定の定員数を合計して18人以下となる事業所については、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準を満たす範囲内で設定した同サービスの定員については、地域密着型サービスの利用者と生活支援通所サービスの利用者を含めた定員とする。(定員の範囲内であれば両サービス利用者の内訳は問いません。) ・生活支援通所サービスの定員については、生活支援通所サービスの利用者しか利用できない。
12	通所型サービス (生活支援通所サービス)	運動器機能向上加算の算定要件について	<p>運動器機能向上加算は算定要件、報酬の単位数共に従前の介護予防通所介護における同加算に準じます。</p> <p>なお、加算を算定するために必要な人員については一体的に提供するサービスにおいて基準を満たしていればよく、その場合は生活支援通所サービスのために新たに機能訓練指導員を配置する必要はありません。</p>
13	通所型サービス (生活支援通所サービス)	利用者の自己都合による早退等について	<p>1日型でサービスを提供している事業所で、利用者の体調不良等の理由により結果的に5時間未満のサービスの利用となってしまうなど、プラン通りのサービス提供ができなかった場合でも、請求については本来提供すべきであったサービスの区分で請求していただく構いません。</p> <p>ただし、利用契約書や重要事項説明書にその旨を明記するなど、事前に利用者への説明と合意を得ていただくようお願いします。</p>
14	通所型サービス (生活支援通所サービス)	利用者の自己都合によるキャンセルに伴うキャンセル料について	<p>利用契約書及び重要事項説明書に明記があり、キャンセル料発生時の条件等の説明と合意ができていれば、利用者の自己負担によるキャンセル料の請求は可能です。</p>
15	通所型サービス (生活支援通所サービス)	単独型の実施について	<p>清須市が現在示している生活支援通所サービスの基準については、通所介護又は地域密着型通所介護と一体的に提供することを前提としていますので、新たに事業所を設置し、生活支援通所サービスのみを単独で行うものの指定については未だ行っていません。</p> <p>ただし、通所介護又は地域密着型通所介護の指定を既に受けている事業所が、同一事業所内において通所介護又は地域密着型通所介護と実施日や時間を分けて行うものについては認めることとします。</p>
16	通所型サービス (生活支援通所サービス)	市外に所在する事業所における生活支援通所サービスの提供時間について	<p>原則は清須市が示す半日型(3時間以上5時間未満)、1日型(5時間以上)の時間の範囲内で提供時間を設定していただくこととなります。</p> <p>しかし、市外の事業所においては事業所の所在する市町村の総合事業の制度に合わせて事業の展開をされる必要があること、清須市は利用者の利便性を考慮し市外事業所に対して継続利用者へのサービス提供を認めること(利用者が限定的であること)を踏まえ、市外事業所に対する指定についてはある程度柔軟に対応できたらと考えていますので、指定申請時に高齢福祉課へご相談ください。</p>
17	通所型サービス (きよす元気アップサービス、きよす集中リハビリサービス)	市外に所在する事業所への事業委託について	<p>清須市では、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける」ことを目指してサービスを展開しています。</p> <p>きよす元気アップサービス、きよす集中リハビリサービスについても、サービス終了後は利用者の住み慣れた地域の通いの場への卒業を目指すものとなっており、サービス利用中に卒業に向けてのフォローを行っていただくこともサービスの一環となっています。</p> <p>よって、まずは市内の法人又は事業所によるサービスの充実を図っており、現時点では市外の法人又は事業所に対して事業の委託をすることは考えていません。</p>
18	通所型サービス (生活支援通所サービス)	サービス提供状況等の報告について	<p>当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護支援専門員に対する報告については、計画に即してサービス提供がされているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状況等が大きく異なることとなっていないか等を確認するため、従前の介護予防通所介護の基本取扱方針に準じて、毎月行うこととします。</p>